

指名停止一覧(令和5年度)

別紙 4

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
1	アルフレッサ株式会社	令和5年4月17日から 令和5年7月16日まで (3箇月)	独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札において、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (世田谷区指名停止基準 別表第2第4号口に該当)	独占禁止法違反行為(区発注の契約を除く関東地方の契約に関するもの) 別表第2第4号口
2	セリオス株式会社	令和5年5月2日から 令和5年11月1日まで (6箇月)	受注者の責に帰すべき事由により契約解除となったことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第8号に該当)	契約違反 別表第1第8号
3	日本環境衛生工業株式会社	令和5年5月24日から 令和5年11月23日まで (6箇月)	委託契約約款第4条第1項に違反し、日常及び定期清掃業務について再委託していたにもかかわらず、区に事前に承諾を得ることを怠ったことが、契約違反に該当するため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第8号に該当)	契約違反 別表第1第8号
4	株式会社泉設備	令和5年6月8日から 令和5年12月7日まで (6箇月)	令和5年5月9日に実施された入札において落札したが、入札価格に誤りがあると申し出があり、契約を辞退したため。 (世田谷区指名停止基準 別表第2第14号に該当)	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2第14号
5	株式会社奥野設計	令和5年6月16日から 令和5年11月15日まで (5箇月)	受注者の責に帰すべき事由により、仮称世田谷区立玉川地域拠点保育園新築工事ほか2件の工事が工期延伸となったことが、過失による粗雑工事等に該当するため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第7号に該当)	過失による粗雑工事等 別表第1第7号
6	寿堂紙製品工業株式会社	令和5年7月5日から 令和5年12月4日まで (5箇月)	(1)受託者の責めに帰すべき事由により、受診票(券)等の発送が遅れたことが仕様書4(4)に違反するため、契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (2)受託者の責めに帰すべき事由により、引き抜き対象として通知された受診券(等)の引き渡しが遅延したことが仕様書10(3)③に違反するため、契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第8号に該当)	契約違反 別表第1第8号
7	株式会社第一コンサルタンツ	令和5年11月16日から 令和6年3月15日まで (4箇月)	高知県が発注する特定地質調査業務の入札において、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (世田谷区指名停止基準 世田谷区指名停止基準 別表第2第4号ハに該当)	独占禁止法違反行為(区発注の契約を除く関東地方以外の契約に関するもの) 別表第2第4号ハ
8	株式会社久米設計 ランドブレイン株式会社 ※ランドブレイン株式会社については、当該社員が不起訴処分となったため、1月10日付で指名停止を解除した。	令和5年11月17日から 令和6年3月16日まで (4箇月)	宮崎県串間市発注の消防署庁舎新築設計業務の入札に関し、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律等に違反した容疑で九州支社長等が宮崎県警に逮捕されたため。 (世田谷区指名停止基準 別表第2第5号ハ及び第8号ハに該当)	談合による逮捕または起訴公契約関係競売等妨害行為による逮捕又は起訴(関東地方以外の契約の場合)別表第2第5号ハおよび第8号ハ
9	株式会社創英	令和5年12月28日から 令和6年4月27日まで (4箇月)	受注者の責に帰すべき事由により、一部期日において清掃を実施しなかったことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第8号に該当)	契約違反 別表第1第8号
10	株式会社ネット	令和6年1月15日から 令和6年8月14日まで (7箇月)	事故が発生した場合は、事故の程度にかかわらず直ちに区担当課等へ報告すること等が仕様書で明記されているにもかかわらず、車両を損傷させる事故を起こした際に報告等を行わなかったことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第8号に該当)	契約違反 別表第1第8号

番号	業者名	期間	理由となった事実の概要	備考
11	東洋印刷株式会社	令和6年2月28日から 令和6年6月27日まで (4箇月)	受託者の責に帰すべき事由により履行を遅延したこと、仕様書記載の受託条件を満たさない作業場所で業務を行ったことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第8号に該当)	契約違反 別表第1第8号
12	株式会社須田・ビルメンテナンス	令和6年3月7日から 令和6年10月6日まで (7箇月)	(1)受注者の責めに帰すべき事由により、契約を解除したことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (2)受注者の責めに帰すべき事由により、一部期日において業務を実施しなかったこと、仕様書記載の人員体制をとらなかったことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第8号に該当)	契約違反 別表第1第8号
13	東洋印刷株式会社	令和6年3月22日から 令和6年8月21日まで (5箇月)	受注者の責に帰すべき事由により契約解除となったことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第8号に該当)	契約違反 別表第1第8号
14	株式会社文典堂	令和6年3月22日から 令和6年7月21日まで (4箇月)	(1)受託者の責めに帰すべき事由により、誤った成果物を納品したことが、過失により履行を粗雑にしたと認められるため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第6号に該当) (2)受託者の責めに帰すべき事由により、(1)の対応のために要した期間が、納期を超過したことで契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (世田谷区指名停止基準 別表第1第8号に該当)	過失による粗雑工事等 別表第1第6号 及び 契約違反 別表第1第8号
15	株式会社コサカ	令和6年3月22日から 令和6年9月21日まで (6箇月)	令和6年3月5日に実施された入札において落札したが、仕様に対応できないと申し出があり、契約を辞退したため。 (世田谷区指名停止基準 別表第2第14号に該当)	不正又は不誠実な行為 (落札後辞退) 別表第2第14号
16	大成建設株式会社	令和6年3月28日から 令和8年3月27日まで (24箇月)	受注者の責めに帰すべき事由により履行を遅延したことが契約違反に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。 (世田谷区指名停止基準第3第4項及び別表第1第8号に該当)	契約違反 別表第1第8号